

令和7年度 那覇市まなびクーポン事業 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

令和7年度 那覇市まなびクーポン事業業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

なお、この公募は、令和7年度当初予算の可決及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定の後に効力を生じる事業である。本市議会において当初予算が否決又は変更があった場合や、国交付金の交付決定がなされなかった、又は交付決定額に変更があった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合があることに留意すること。

1 概要

(1) 件名

令和7年度 那覇市まなびクーポン事業業務（以下「本事業」という。）

(2) 業務の目的

貧困を背景とする学力格差については、小学校4年生以降から大きく差が開きはじめ、年齢が上がるにつれ、貧困世帯の平均的な学力は低下し、低学力のまま年齢があがると、学力を高めることが難しくなってくるとされている。

文部科学省の「令和3年度子供の学習費調査」において、学校外活動費のうち学習塾費は小学校4年生～6年生において平均年額約12万円、中学生においては平均年額25万円とされている。貧困世帯では、経済状況により学校外教育が十分に受けられない状況も生じており、それらが学力格差の大きな理由の一つとなっている。

本事業では、家庭の経済的な理由で学校外教育を受けることができない、市内の生活保護受給世帯、準要保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学校4年生～中学校3年生の児童生徒（以下「対象児童」という。）に対し、年間を通して切れ目なく学習塾代等を助成（以下「クーポン」という。）し、放課後の教育格差を解消することで、対象児童の学力向上を図り、将来的な貧困の連鎖の解消へと導くことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 見積上限額

委託料 235,566,427円（消費税及び地方消費税含む。）

内訳 運営事務費（事業者の提案により金額の変動あり） 45,738,427円

クーポン交付額（固定額） 189,828,000円

(1) 運営事務費については、仕様書3に示す対象に対し案内等を実施する事として

提案する額を算定すること。実際のクーポン対象者及び利用決定者については変動がある事が予想されますので、それも見込み算定してください。（参考：令和6年度　クーポン対象者約4,700名、利用決定者1,741名）

- (2) 運営事務費及びクーポン交付額については、利用実績に応じて委託費を確定し支払いますが、運営事務費にクーポン交付額（固定額）189,828,000円を加算して提案してください（事業実施期間中に固定額を超える恐れがある場合、対応について協議を行います）。

3 プロポーザル方式の型式

本事業は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項、第2項及び第3項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- (8) 過去3年間において、本事業と同等の契約実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (9) 沖縄県内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においても、本事業の履行に支障なく、那覇市と密に連携し業務を行う体制が整えられること。

5 他事業者との協力・連携について

本事業は、他の事業者と協力・連携し業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4 参加資格要件」の(1)から(7)までの要件を満たすものとする。

6 優先交渉権者等決定の流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた場合（以下「参加者」という。）にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、評価が1位となった者を「優先交渉権者」、2位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 優先交渉権者等の選定に関する日程については、「14 スケジュール」のとおりとする。

7 参加表明書兼企画提案書等の提出

参加希望者は、参加表明書兼企画提案書や関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

なお、4. 参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

① 参加表明書兼企画提案書等提出届（様式1）

添付書類

ア 誓約書(様式2)

イ 法人の履歴事項全部証明書

ウ 事業者の印鑑証明書

エ 市町村税の納税証明書（所在市町村税について滞納が無いことがわかるもの）

オ 国税の納税証明書（法人、消費税等について滞納がないことがわかるもの）

カ 財務諸表 直近2年分（貸借対照表、損益計算書）

※ イ～オについては、発行後3か月以内のものとする。

※ 那覇市入札参加資格名簿に登録されている場合はイ、ウは添付不要。

② 会社概要 資本金、所在地、業務内容、社歴、従業員数等が確認できるもの。

※様式は問わない。パンフレットでも可

③ 業務実績表(様式3)

④ 見積書（運営事務費）

⑤ 企画提案書（様式4）

⑥ 協力・連携予定事業者の届出書（様式5）※協力連携事業者がいる場合のみ

(2) 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

※参加表明書兼企画提案書等提出届（様式1）の添付書類は正本のみに添付すること。

(3) 提出書類の作成要領

- ① 企画提案書には、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を提案することとし、記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとする。
- ② 企画提案書は、指定様式（様式４）の行追加等を行って構わないが、企画提案書のページ数は１０頁以内とすること。
- ③ 提出書類の項目毎にインデックスを添付すること

(4) 提出期限・方法

- ① 提出期限：令和７年３月４日（火）１７時必着
- ② 提出場所：那覇市こどもみらい部こども政策課（那覇市役所本庁舎３階）
- ③ 提出方法：直接こども政策課窓口へ持参または書留郵送
※ 電子メール又はＦＡＸによるものは受け付けない。
※ 提出期限を過ぎた書類は受け付けない。

(5) 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- ① 受付期限：令和７年２月２７日（木）正午まで
- ② 提出書類：質問書（様式６）
- ③ 提出場所：那覇市こどもみらい部こども政策課
- ④ 提出方法：電子メール
※電子メールを送信した場合は所管課へ電話連絡すること。
- ⑤ 回答方法：令和７年２月２８日（金）までホームページにて随時更新

８ 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 運営事務費の見積額が見積上限額を越えた場合
- (5) プレゼンテーションに欠席をした場合
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

９ プレゼンテーションの実施

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

- (1) 日 時：令和７年３月１３日（木）１０時００分より順次開始予定

- (2) 会 場：参加資格確認結果通知書送付時に案内
- (3) 出席人数：3 名まで
- (4) 説明時間：30 分以内（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）
- (5) 留意事項
- ① プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターは本市が用意する。
 - ② 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。
 - ③ 本市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
 - ④ 社会情勢、その他やむを得ない理由により、本事業に係る公募型プロポーザルの実施が困難であると委員長が判断する場合は、プレゼンテーションに変え書類審査により選考することができるものとし、事前に参加者に通知するものとする。

10 審査項目

審査項目及び配点は次のとおりとする。

	審 査 項 目	審 査 の 視 点	配 点
ア	提案者に関すること		
	実施体制	業務を的確に遂行するため、職員の配置体制や関係機関との連携体制について	15 点
	事業実績	過去の類似事業の実績について	10 点
イ	企画提案書、ヒアリング等に関すること		
	基本方針	本市の課題を踏まえ、業務の目的や内容の理解について	10 点
	事業者の登録	当事業の参画事業者をより多く登録するための手法や適正な事業者の事務等、参画事業者を多く登録するための周知の方法と、適正な事業者登録事務について	15 点
	クーポン発行等	クーポンの発行方法、クーポンの不正利用の防止策について（創意工夫等の有無）	5 点
	利用促進等	クーポン対象者のクーポン活用の促進、フォローアップ等による、クーポン対象者の課題発見・対応等について	15 点
	個人情報保護	個人情報保護や情報セキュリティ対策について	5 点
	事業効果の把握	事業効果、課題抽出及び今後の事業の方向性に関するアンケート等によるニーズ調査、集計及び分析等について	10 点
	独自性のある提案	仕様に定めのない事業の進め方や仕組み等について（独自性や工夫等の有無）	5 点

見積価格及びその他に関すること		
運営事務費の積算	見積額の各費用の配分や単価の設定等、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠の適切性について	7 点
見積額の安価性	クーポン額を除いた見積額の安価性について最も安価な価格を提示した事業者に最高点を付け、2 番目以降に安価な価格を提示した事業者に段階的に点数を付ける。	3 点
合 計		100 点

11 優先交渉権者の選定

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (3) (2)において、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、委員全員の評価点の合計点が、満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

12 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者を選定したときは、企画提案者全者に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。
 - ① 優先交渉権者及び次点者
 - ② 優先交渉権者にあつては、今後の契約手続
- (2) 審査結果の公表

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

13 契約に関する基本事項

協議の結果、契約内容について合意をした者(以下「契約予定者」という。)から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
公告日	令和7年2月14日（金）
質問受付期限	令和7年2月27日（木）正午まで
質問回答ホームページ掲載	令和7年2月28日（金）まで随時更新
参加表明書・企画提案書提出期限	令和7年3月4日（火）17時まで
参加資格審査結果通知書	令和7年3月7日（金）
プレゼンテーション開催	令和7年3月13日（木）10時～
審査結果通知日	令和7年3月18日（火）
契約締結日	令和7年4月1日（火）

15 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
ただし那覇市情報公開条例（平成29年9月29日条例18号）に基づく公文書の公開請求の対象となることに留意すること。
- (5) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。
- (6) 令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合や、国交付金の交付決定がなされなかった、又は交付決定額に変更があった場合は、事業内容及び委託料の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

16 問合せ先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市こどもみらい部こども政策課（那覇市役所本庁舎3階）

TEL 098-861-2110

E-mail KM-SEI001@city.naha.lg.jp

担当：育成環境グループ 賀数